

第11回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

- 1 開催日時 平成25年12月19日（木） 午後1時30分～3時15分
- 2 会場 職員会館かもがわ 3階 大多目的室
- 3 次第
 - (1) 会長の選出
互選により吉田委員を会長に選出
 - (2) 報告
 - ① これまでの路上喫煙対策の取組について
 - ② 「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施について
- 4 概要（主な意見は下記のとおり）

記

- 委員
 - ・ 路上喫煙等監視指導員が巡回時に、未成年の喫煙者を発見した場合には、非行防止の観点からもしっかりと指導していただきたい。
- 事務局
 - ・ 指導員は警察OBであり、警察官時代に培った経験に基づいて、未成年の喫煙者には、交番に同行するなど適正に対応している。
- 委員
 - ・ 地域で清掃活動をしていると、側溝に捨てられたたばこの吸殻が溜まっていて困っている。路上喫煙対策が推進されることで、たばこの吸殻のポイ捨てがなくなり、京都のまちがより美しくなることを願っている。
- 事務局
 - ・ 喫煙者と非喫煙者の共存の観点からも、路上喫煙等禁止区域や「たばこマナー向上活動団体」への支援として、喫煙場所の設置に取り組んでいる。
喫煙場所を設置すると、喫煙者のマナーも向上し、たばこの吸殻のポイ捨ての減少にもつながっていると考えている。
- 委員
 - ・ 観光旅行者対策としては、ホテル等の喫煙ルームに、市内の喫煙場所を掲載した啓発物を掲示・常備しておく効果的ではないか。
- 事務局
 - ・ 喫煙場所など路上喫煙対策については、立看板やチラシ、ホームページ、観光雑誌等で周知を図っているが、今後も、引き続き、観光旅行者や市民等に対する啓発に取り組んでいきたい。

○ 委員

- ・ 市内中心部では、路上喫煙等禁止区域を面的に指定したことで、路上喫煙者が減少したと感じている。
- ・ 自転車の走行マナーなど、地域の安心・安全に関わる課題とあわせて啓発することで、地域の協力が得られ、「たばこマナー向上活動団体」制度の取組が広がるのではないか。

● 事務局

- ・ 市民生活の安心・安全の観点から、路上喫煙の啓発についても、自転車の利用マナーや歩きスマホ禁止などの啓発とあわせて実施するなど、地域ごとの活動と連携した「たばこマナー向上活動団体」制度として本格実施に取り組んでいきたい。

○ 委員

- ・ 近隣のバス停では灰皿があるため、そこで喫煙をしている人がいる。交通局と連携してバス停での禁煙についても啓発してほしい。

● 事務局

- ・ 交通局では、バス停に設置している灰皿の撤去を進めており、路上喫煙等禁止条例の制定前と比べて大幅に灰皿の数は減少している。

○ 委員

- ・ 京都駅地域では、他の地域と比較して路上喫煙率が高いが、違反者は、市民と市外在住者のいずれが多いのか。
- ・ また、大学での「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル事業では、大学事務局か学生のいずれが中心になって活動しているのか。

● 事務局

- ・ 路上喫煙等監視指導員によると、京都駅地域では、観光旅行者など市外在住者の違反者が他の地域と比べて多いと聞いている。
- ・ 路上喫煙は、駅構内の禁煙に比べて喫煙者の認識が低いことから、ステッカーなどの標示を増やすことで、違反者の減少に努めている。
- ・ 大学での「たばこマナー向上活動団体」制度の取組では、大学事務局が中心となって、敷地内禁煙とあわせて周辺地域での路上喫煙対策に取り組んでいただいている。

敷地内禁煙に取り組む他大学では、本事業にも協力いただけるのではないかと期待している。

○ 委員

- ・ 私が通学している大学では、敷地内に何箇所か喫煙場所があるが、それでも、歩きたばこをしている人がいる。「たばこマナー向上活動団体」制度をモデル実施している大学では、学生から喫煙場所がないことに反発はないのか。

- 事務局
 - ・ 大学敷地の隅に隠れて喫煙している例があると聞いている。大学と一緒に喫煙マナーについて啓発している。
- 委員
 - ・ 「何故、路上喫煙はいけないのか」を、実例を挙げて具体的に啓発したほうが、喫煙者の理解が高まるのではないか。
- 事務局
 - ・ これまで、「過料徴収されることを知らなかった」という違反者からの意見が多いため、路上喫煙等禁止区域と過料徴収を中心に啓発してきた。
 - ・ 今後は、「たばこマナー向上活動団体」制度を本格実施するなかで、「市内全域で路上喫煙はいけない」との認識を更に広げるため、委員の意見も参考にして周知・啓発し、喫煙者の意識を高めていきたい。
- 委員
 - ・ 今後、路上喫煙等禁止区域を拡大していくのか。
 - ・ ポスター等啓発物を作成する際には、委員の意見も聞いて作成してはどうか。
- 事務局
 - ・ 路上喫煙等禁止区域については、これまでの審議会の意見を踏まえ、市内中心部や京都駅地域、清水・祇園地域を、特に、路上喫煙を禁止すべきところとして限定して指定している。
「市内全域で路上喫煙はいけない」ということを更に広げていくため、「たばこマナー向上活動団体」制度に取り組んでいるところであり、路上喫煙等禁止区域に拡大については、その効果と経費を総合的に勘案しながら、慎重に検討していく。
 - ・ ポスター等啓発物を作成する際には、委員の協力も検討したい。
- 委員
 - ・ 「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施の結果は、審議会にも報告があるのか。また、しっかりと予算を確保して、平成26年度からの本格実施に取り組んでほしい
- 事務局
 - ・ 「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル事業の実施結果については、次回の審議会で報告する。
 - ・ 本審議会の意見を踏まえて、平成26年度予算を確保し、「たばこマナー向上活動団体」制度を本格実施していきたい。